

# 第3期糸魚川市地域福祉計画

(平成29年度～平成33年度)

**安全・安心・充実のまちづくり**



平成29年3月

糸魚川市

# 目次

## 第1章 計画策定にあたって..... 1

1. 計画策定の趣旨..... 1
  - (1) 地域福祉計画とは..... 1
  - (2) 地域福祉計画に関する国、県の動向..... 2
2. 計画の性格と位置づけ..... 3
  - (1) 個別計画との関係..... 3
  - (2) 地域福祉活動計画との関係..... 3
  - (3) 個別計画関係図..... 4
3. 計画の期間..... 5

## 第2章 計画の取組方向..... 6

1. 地域福祉をめぐる糸魚川市の現状..... 6
  - (1) 人口・世帯の状況..... 6
  - (2) 年齢別人口..... 6
  - (3) 総人口・年齢区分別人口の推計..... 7
  - (4) 高齢者の状況..... 8
  - (5) 障害者の状況..... 9
  - (6) 子どもの状況..... 10
  - (7) 要介護等認定者の状況..... 10
  - (8) 生活困窮者の状況..... 11
2. 地域福祉の推進に関する個別分野の課題..... 13
  - (1) 高齢者福祉..... 13
  - (2) 障害者福祉..... 13
  - (3) 児童福祉（子ども、子育て）..... 13
  - (4) 健康増進..... 13
  - (5) 男女共同参画..... 14
  - (6) 生活困窮者..... 14
3. 課題解決に向けて..... 15
  - (1) 基本理念..... 15
  - (2) 基本目標..... 16

## 第3章 地域福祉施策の展開 ..... 17

1. 共に支えあい安全で安心した生活ができる地域づくり ..... 17
  - (1) 支え合い・助け合い活動の推進 ..... 17
    - ① 人材育成 ..... 17
    - ② 地域組織の活性化 ..... 18
    - ③ 地域での健康づくりの推進 ..... 19
    - ④ 思いやりの心で地域の絆を育み地域で支えあう福祉の推進 ..... 19
  - (2) 必要なサービスを受けられる仕組みづくり ..... 20
    - ① 情報提供体制の充実 ..... 20
    - ② 相談体制づくりの推進 ..... 20
    - ③ 利用者の権利擁護 ..... 21
    - ④ 自立を支援する体制の充実 ..... 22
  - (3) 安全・安心に暮らせる地域づくり ..... 23
    - ① 災害時要配慮者への支援 ..... 23
  - (4) 各種福祉施策の推進 ..... 24
    - ① 地域での高齢者支援 ..... 24
    - ② 地域での障害者支援 ..... 25
    - ③ 地域での子育て支援・見守り支援 ..... 26
    - ④ 地域でのその他の支援 ..... 27
2. 充実した生活を送ることができる地域づくり ..... 28
  - (1) 生活環境の整備 ..... 28
  - (2) 福祉教育の推進 ..... 29
  - (3) ボランティア活動等への参加 ..... 29

## 第4章 計画の推進に向けて ..... 30

1. 計画の推進体制 ..... 30
  - (1) 庁内関係部局との連携 ..... 30
  - (2) 関係機関との連携 ..... 30
  - (3) 社会福祉協議会との連携 ..... 30
2. 計画内容の広報・啓発 ..... 31
3. 計画の進行管理 ..... 31

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

### (1) 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域の生活課題やそれを解決するために必要なサービスの内容等を示すとともに、サービスを確保するための具体的な方法を明らかにする計画です。

地域の生活課題として、時代の変遷と共に都市部への人口移動と中山間地域の過疎化の進行、核家族化、更には住民意識の変化に伴い、家庭や地域の相互に支え合う機能が弱まってきています。そして、そのことにより社会的な支援を必要とする状態に直面した場合に解決が難しくなるという課題が生じています。

このような中で、福祉サービスの提供にあっては、行政だけで対応するには限界があり、「行政依存型」から行政・民間・団体それぞれの役割分担を明確にした「協働推進型」に移行しなければならない状況になっています。

具体的には、お互いの人権を尊重し、地域に住む一人ひとりが自治会、PTA、ボランティア活動等、様々な機会を通じて相互関係をつくり、一緒に地域のことを考え、活動することにより新しいつながりを築いていくなど、地域コミュニティを再生する取組が求められています。

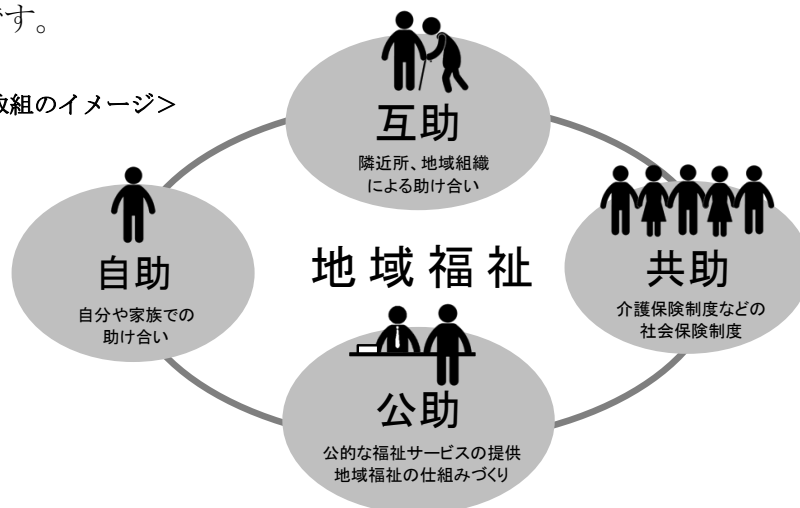
少子高齢化の進行と福祉ニーズの増大・多様化により、家庭や地域の中で安心して生活していくためには、地域社会がかつて持っていた「支えあいの力」の再生や、地域社会全体で支えていく「新しい仕組みづくり」が必要です。

当市では、平成19年3月に「糸魚川市地域福祉計画」、平成24年3月に「第2期糸魚川市地域福祉計画(以下、「第2期計画」といいます。))を策定し、地域福祉を推進するための様々な施策を展開してきました。

第2期計画策定以降も、国による福祉制度の変更、少子高齢化のさらなる進行、情報化の進展、東日本大震災をはじめとした各地で発生する自然災害による地域の絆やコミュニティ機能の必要性の再認識など、地域福祉を取り巻く状況は大きく変化しています。

そこで、第2期計画策定以降の社会情勢の変化や、当市における地域福祉を取り巻く現況を踏まえ「第3期糸魚川市地域福祉計画」(以下、「本計画」といいます。))を策定するものです。

<連携による取組のイメージ>



## (2) 地域福祉計画に関する国、県の動向

国は平成 20 年3月に「これからの地域福祉の在り方に関する研究会」の報告書を取りまとめ、公的サービスだけでは対応できない生活課題について、地域住民が主体的に関わり、支えあう「新たな支えあい」の強化などを住民と行政の協働で推進する必要性を示しました。

平成 23 年に起きた東日本大震災以降、改めて地域の絆が必要であると再認識されました。平成 24 年の「社会保障・税の一体改革」において、子ども・孫・現役世代へのサポートを充実させ、全世代対応型の社会保障に転換が図られるなど社会情勢の変化に応じた政策が展開されてきました。

平成 25 年には「生活困窮者自立支援法」が公布(平成 27 年4月施行)され、生活に困っている人に対するセーフティネットの推進が定められました。また、障害福祉サービスの充実など「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」といいます。)」が施行されました。さらに平成 28 年には全ての国民が障害の有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現のため、「障害者差別解消法」が施行されました。

平成 27 年には、「介護保険法」の改正、「子ども・子育て支援新制度」が施行されるなど地域の生活課題を解決する取組が進められています。加えて、高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられるように、住まい・医療・介護・介護予防・日常生活支援を充実する「地域包括ケアシステム」の考え方が導入され、高齢化が一段と進む平成 37 年(2025 年)を見据えて「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

新潟県では、平成 18 年3月に「健康福祉ビジョン」を策定し、「～生き生きと元気に、心豊かに安心して～輝いて暮らせる健康長寿の新潟県づくり」を基本理念として事業を展開しており、福祉面では、コミュニティ(地域)で支える福祉支援として「(1)自立と参加を支える基盤づくり、(2)共生・共助の基盤づくり」を重点施策に掲げて、地域福祉を推進しています。

### 【社会福祉法より抜粋】

#### (地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

#### (市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## 2. 計画の性格と位置づけ

### (1) 個別計画との関係

高齢者、障害のある人、児童などの保健・福祉分野については、個別分野のそれぞれの計画で、具体的な事業や施策の展開を示しています。

本計画は、これらの個別計画との整合と連携を図る中で、地域福祉に関する施策の展開を示すものです。

### (2) 地域福祉活動計画との関係

社会福祉協議会\*が策定する「地域福祉活動計画」は、地域住民や民間団体が主体となって地域福祉の推進を計画的に行うための活動・行動計画です。

地域福祉計画は、市民と行政の協働により実現をめざす地域福祉の理念と体制づくりの指針を示すものであり、地域福祉活動計画の方向性を示します。

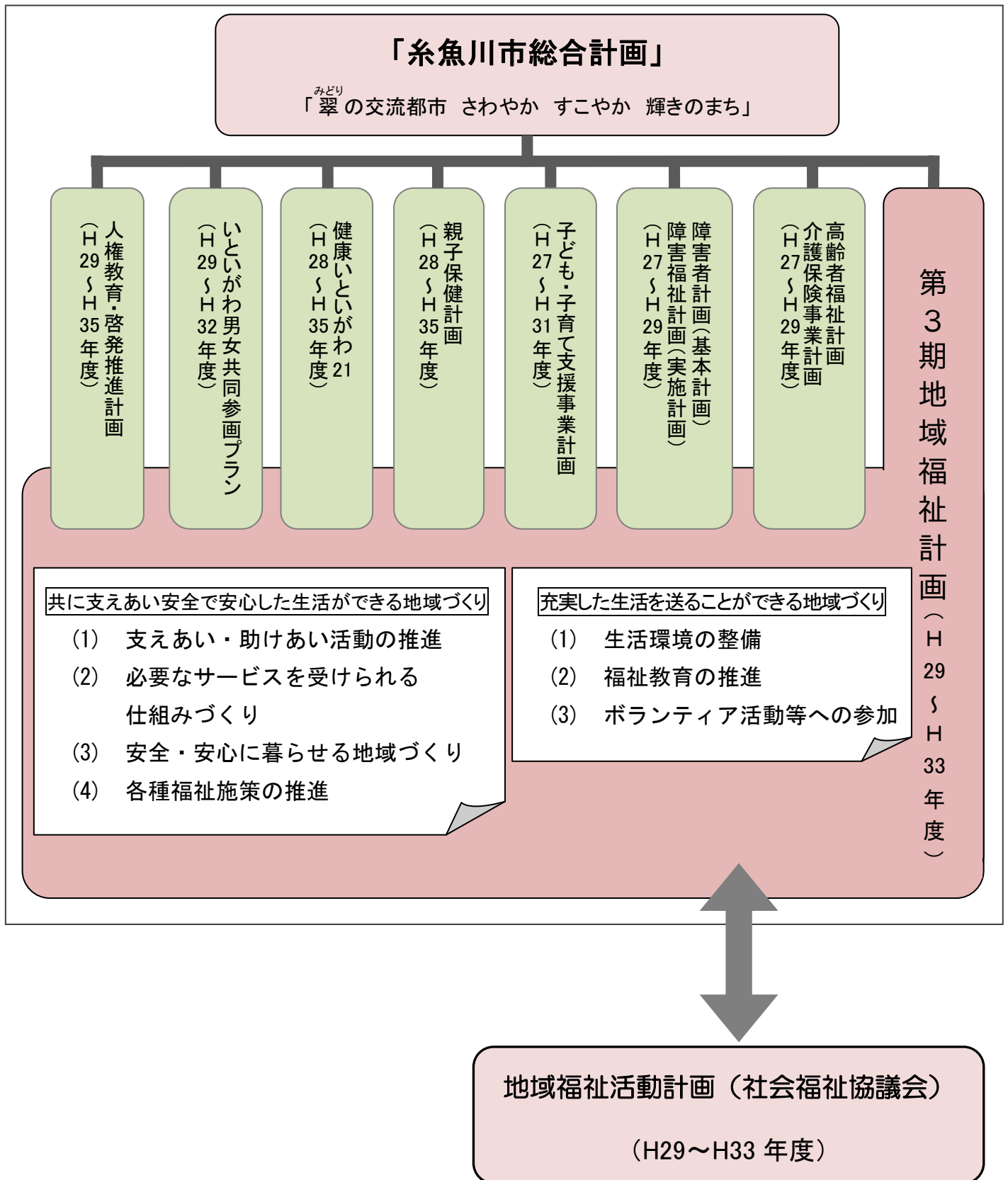
#### ※ 社会福祉協議会

社会福祉法(2000年6月施行)において、社会福祉に関する事業・活動を行うことにより「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明文化されている社会福祉法人。通称は「社協」。

社会福祉を目的とする事業の企画・実施、住民の活動参加のための援助、社会福祉事業に関する調査・普及・宣伝・連絡調整及び社会福祉事業の健全な発達を図るための事業等を行うこととされています。

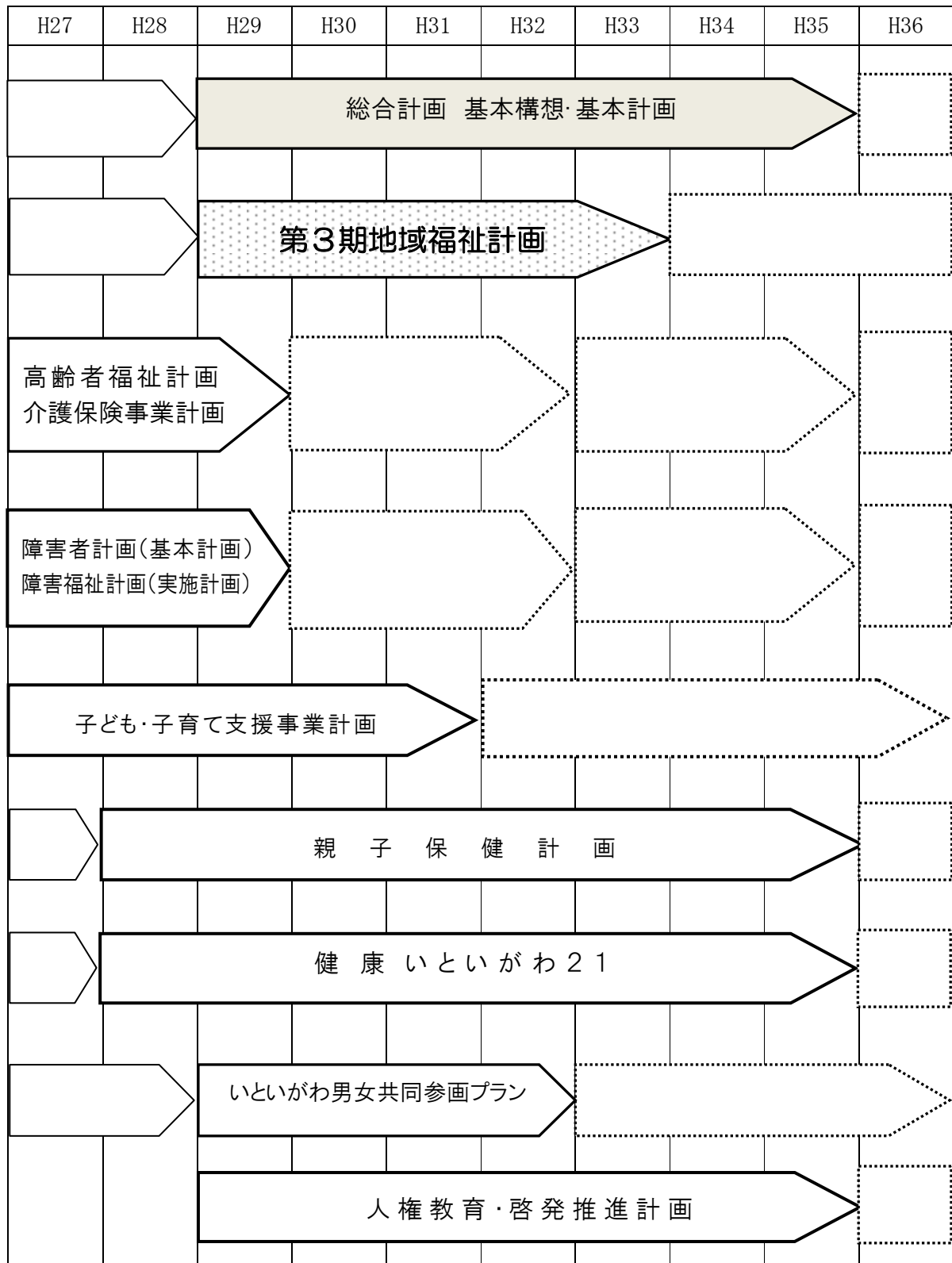


《個別計画との関係図》



### 3. 計画の期間

本計画は、平成 29 年度を始期とし、33 年度を終期とする5年計画とし、社会情勢の変化や地域福祉政策の動向などを踏まえて必要に応じ計画を見直します。他の計画との関係は次のとおりです。



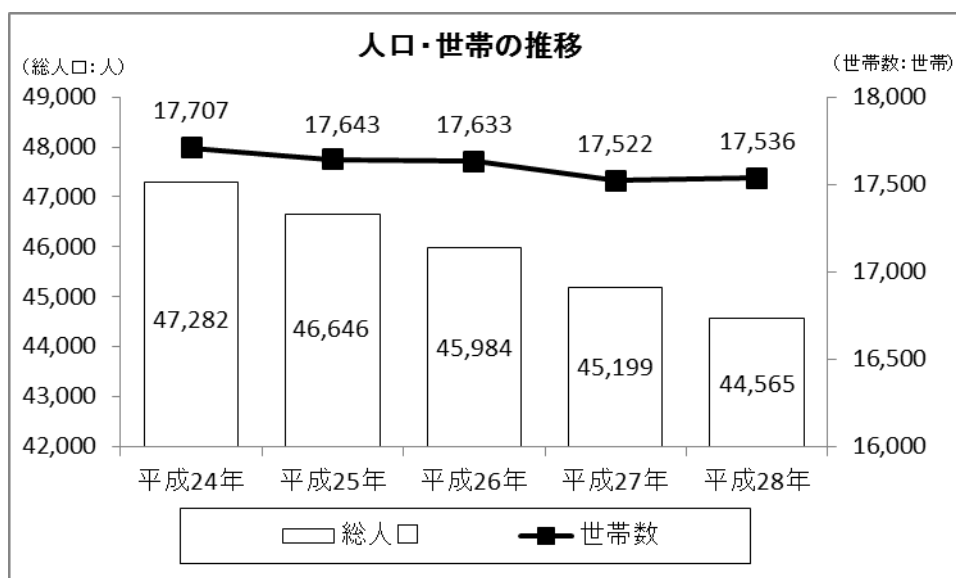


## 第2章 計画の取組方向

### 1. 地域福祉をめぐる糸魚川市の現状

#### (1) 人口・世帯の状況

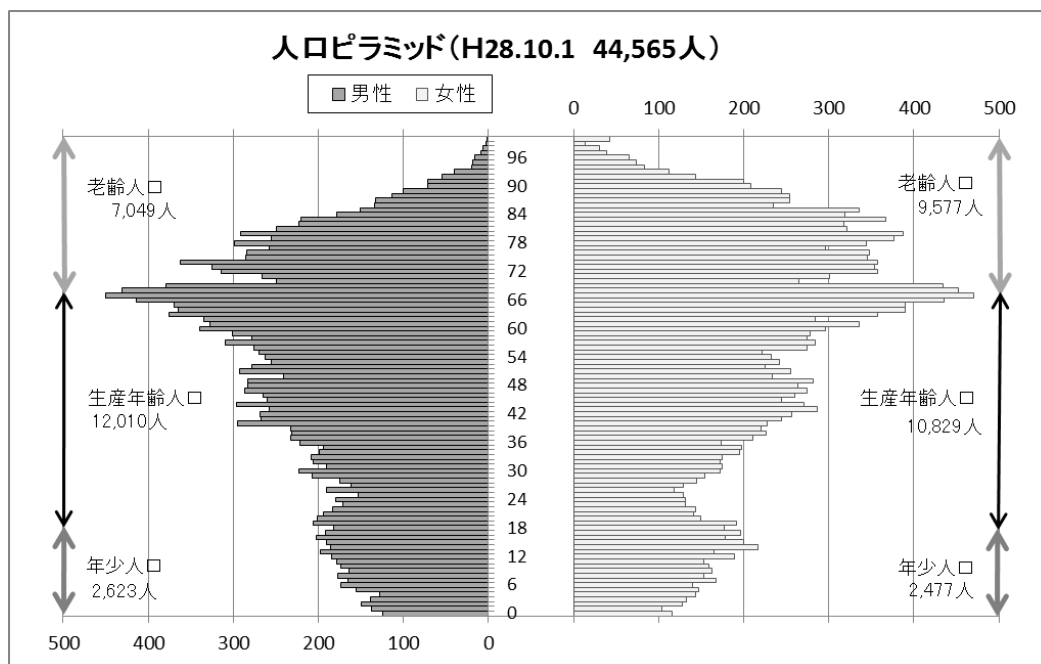
当市の人口は減少を続けており、平成28年10月1日時点の人口は44,565人と平成24年からの4年間で2,717人減少しました。一方、世帯数は緩やかに減少しています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

#### (2) 年齢別人口

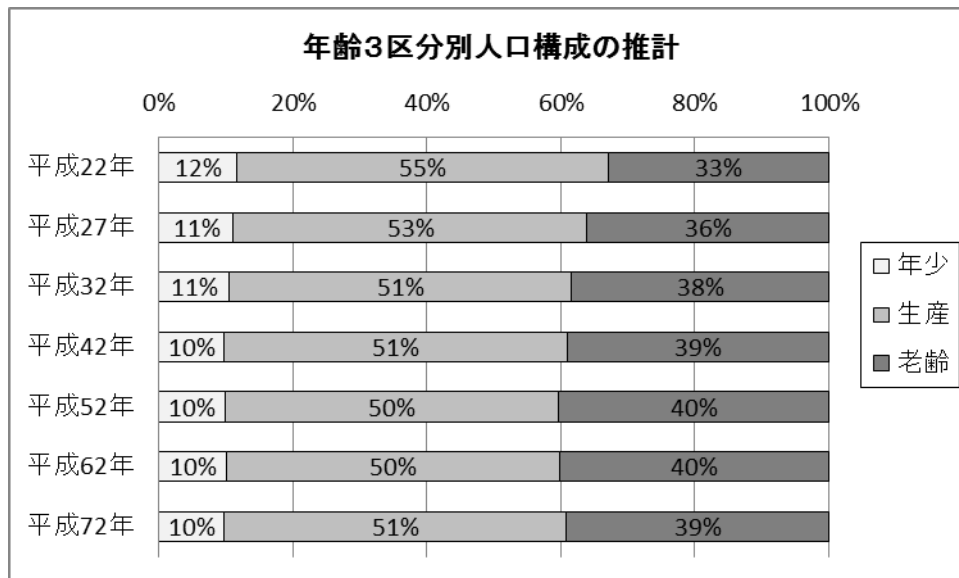
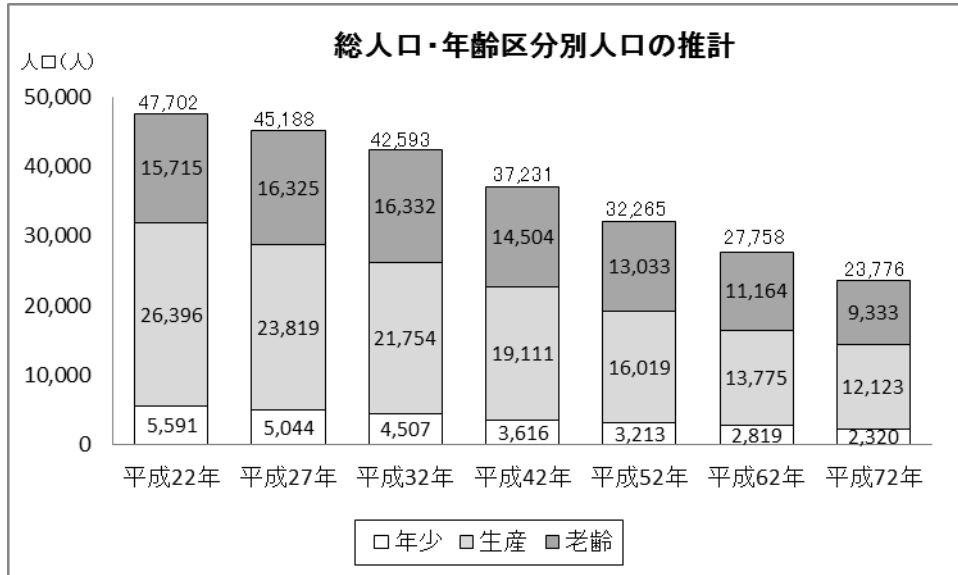
当市の人口ピラミッドは、男女ともに第1次ベビーブームである団塊の世代をピークに生産年齢人口、年少人口へと緩やかに減少していて、今後の人口ピラミッドは細くなり、少子高齢化が進んでいきます。



資料：住民基本台帳人口

### (3) 総人口・年齢区分別人口の推計

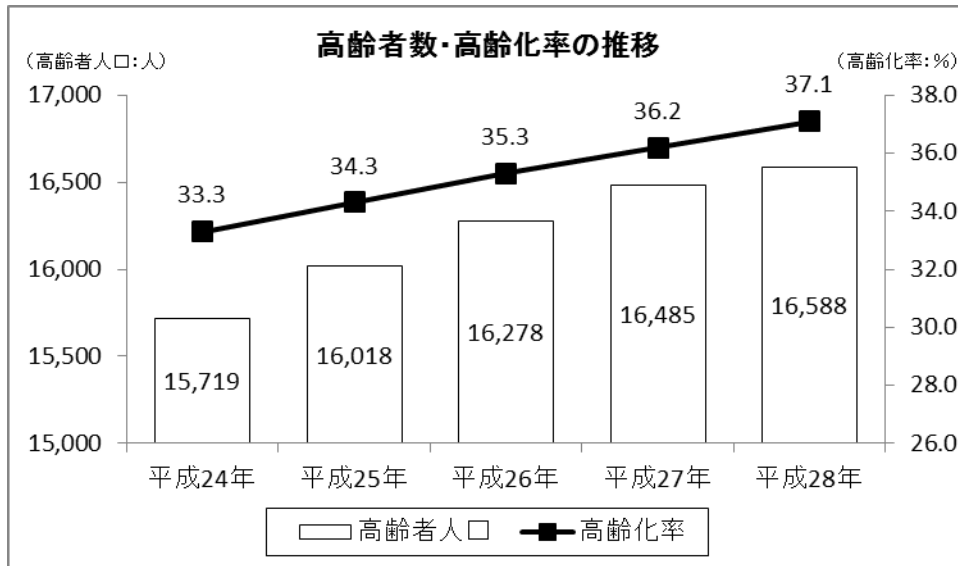
平成 27 年 10 月に作成した「糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では総人口が平成 72 年には約 23,000 人まで減少すると推計されており、年齢別にみると、平成 22 年から平成 72 年にかけて年少人口は 3,271 人、生産年齢人口は 14,273 人、高齢人口は 6,382 人減少すると見込んでいます。



#### (4) 高齢者の状況

##### ① 高齢者数・高齢化率の推移

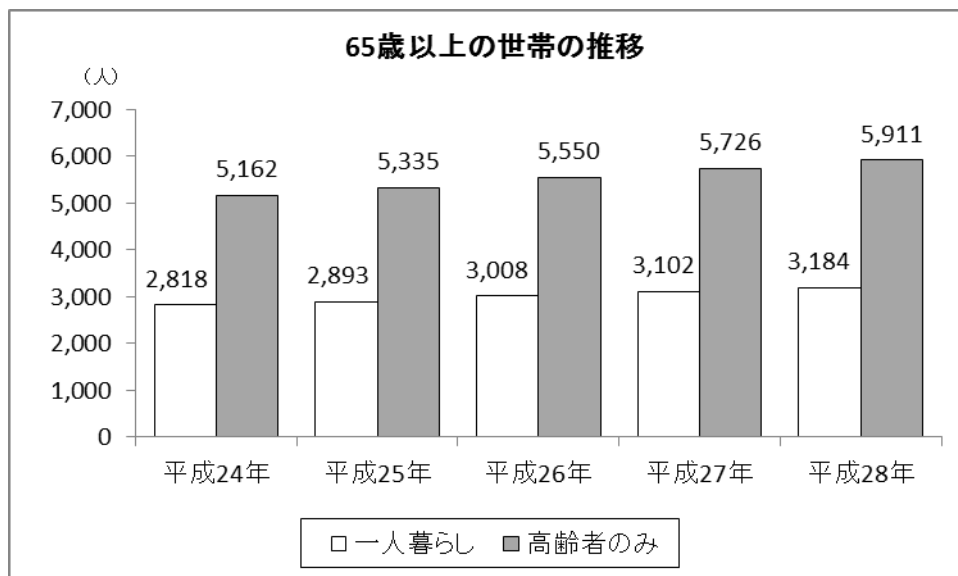
高齢者人口は増加傾向を示し、高齢化率は 37% を超え、総人口の約 3 分の 1 以上が 65 歳以上の高齢者となっています。



資料：福祉事務所（各年 4 月 1 日現在）

##### ② 65 歳以上の高齢者世帯の推移

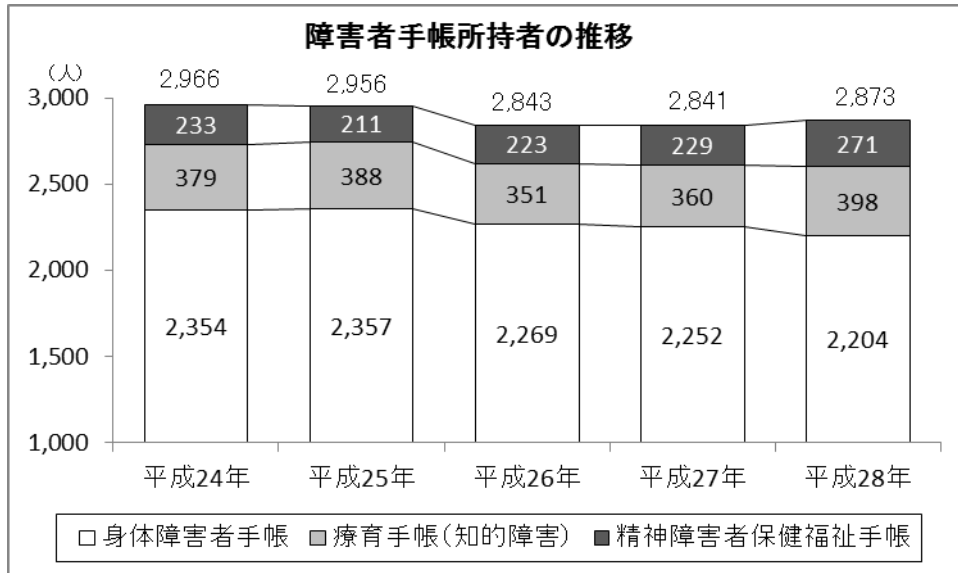
当市の 65 歳以上の高齢者世帯数はひとり暮らし、高齢者のみ世帯ともに年々増加しています。



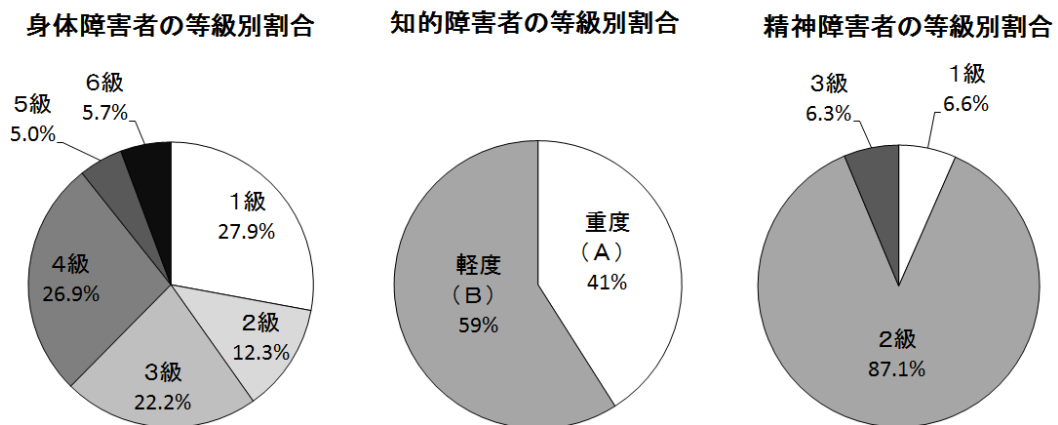
資料：福祉事務所（各年 4 月 1 日現在）

## (5) 障害者の状況

当市の障害者の状況を3障害別に手帳保持者数の推移で見ると、身体障害者については、平成24年から減少傾向にあります。また、知的障害者及び精神障害者については、ほぼ横ばいで推移しています。



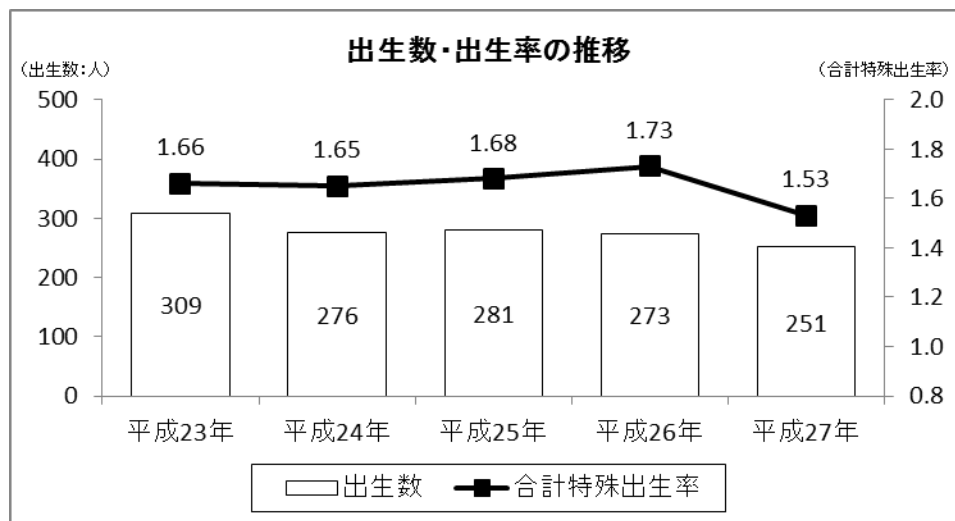
また、平成28年4月1日時点での3障害の等級区分別割合は以下の円グラフに示したとおりとなっています。



資料:福祉事務所

## (6) 子どもの状況

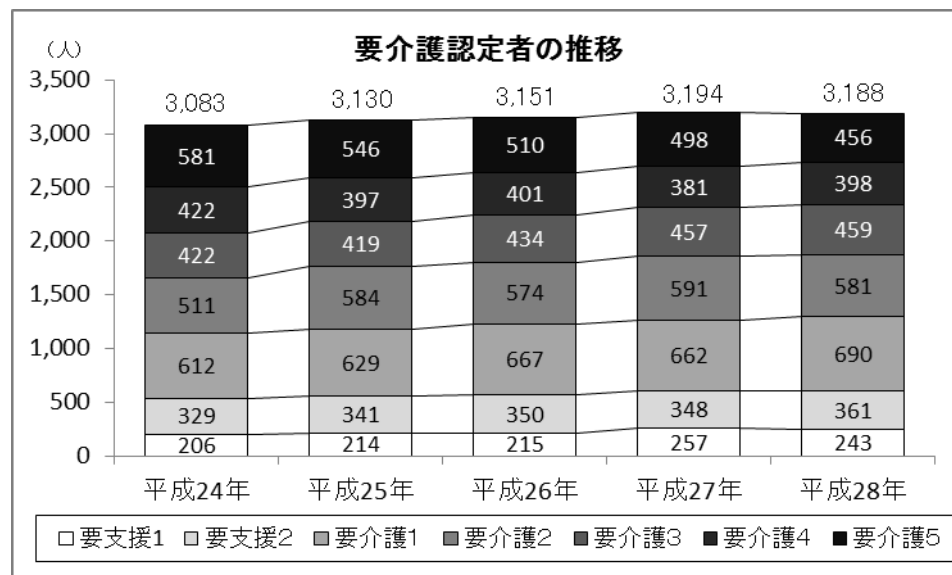
当市の出生者数は人口減少と同様に減少傾向が続いています。平成23年と平成27年を比較すると58人減っています。



資料:教育委員会事務局こども課

## (7) 要介護等認定者の状況

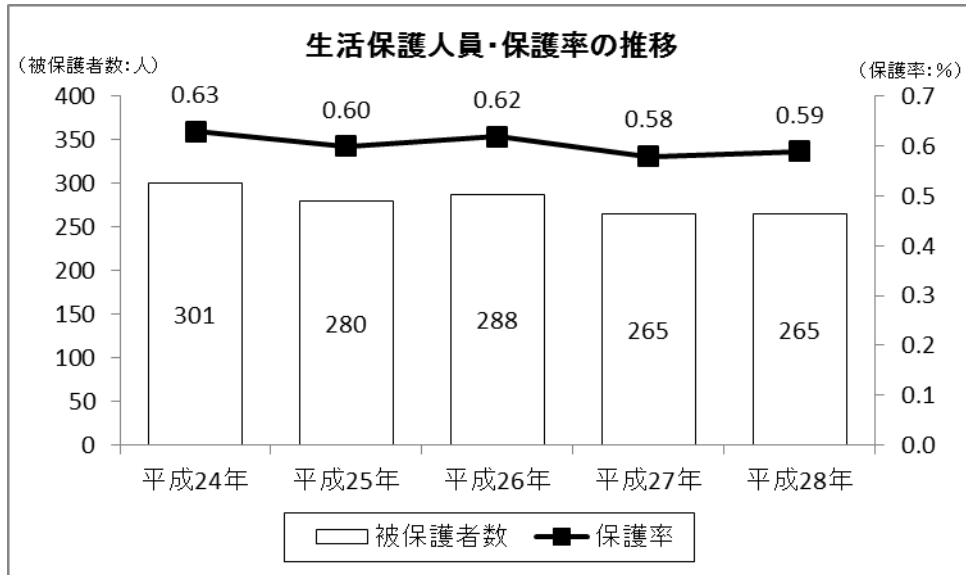
要介護等認定者は高齢化率の増加に伴い、年々緩やかに増加しています。



資料:福祉事務所(各年4月1日現在)

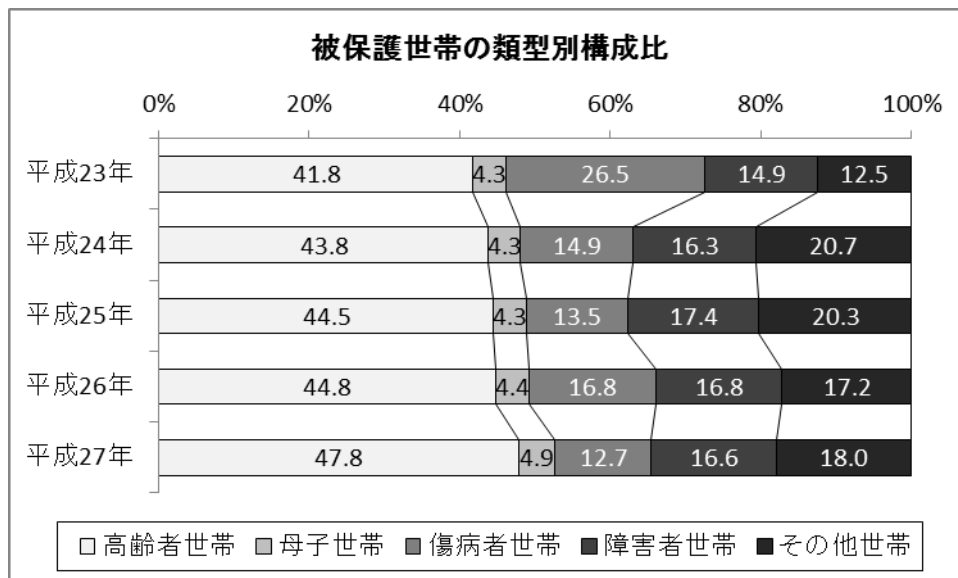
## (8) 生活困窮者の状況

被保護者数は平成24年に比べ、36人減少していますが、保護率は0.6%前後で推移しています。



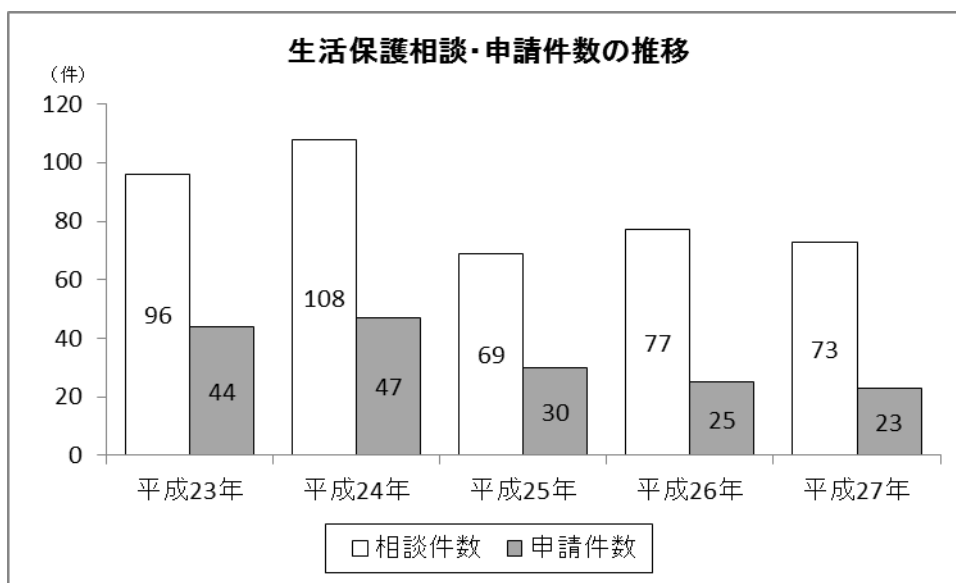
資料:福祉事務所(各年4月1日現在)

また、被保護世帯類型別構成比は高齢者世帯と障害・傷病世帯の割合が約80%を占めています。



資料:福祉事務所(各年4月1日現在)

生活保護の相談件数と新規受付件数は平成24年をピークに減少しています。



資料:福祉事務所(各年4月1日現在)



## 2. 地域福祉の推進に関する個別分野の課題

### (1) 高齢者福祉

高齢者の半数以上ができるかぎり住み慣れた地域、自宅での介護を希望しており、今後、さらなる在宅介護サービス及び生活支援サービスの充実を図る必要があります。

あわせて介護予防の普及啓発を図り、高齢者が自らの健康づくりに関心を持ち、地区のサロンや介護予防体操など、各種事業への参加を促進する取組が重要となります。

また、高齢者が交通事故や犯罪の被害に遭わず、安心して日常生活を送ることができるよう、医療・福祉・介護サービスなどの関係機関のほか地域団体やNPOなどの地域関係者が幅広く連携・協力し、地域で高齢者を支えあう体制(=地域包括ケアシステム)を構築する必要があります。

### (2) 障害者福祉

障害者の自立と社会参加促進のため、地域活動支援センターは就労が困難な障害者の受け皿として活動の機会を提供し、地域社会と市民との交流を行っています。障害がある人もない人もいきいきと生活ができるよう、地域で互いに助けあうまちづくりを目指し、在宅支援サービスや就労訓練、就業機会の充実と相談支援体制の強化を図る必要があります。

### (3) 児童福祉（子ども、子育て）

核家族化の進行や保護者の就労環境の変化、また地域コミュニティの希薄化などにより、子育ての不安や育児方法、発育の悩みを抱える保護者も多く、地域全体で家庭を支える環境づくりが必要です。また、児童虐待に関する相談や通告は増加傾向にあり、その要因も複雑化しているため長期間にわたり継続して支援していく必要があります。

### (4) 健康増進

市民が健康寿命を延ばし、生涯を通じて健康な生活を営めるよう、①生活習慣病、②栄養・食生活、③身体活動・運動、④休養・こころの健康、⑤飲酒・喫煙⑥歯・口腔の健康、の6つの分野について、健康づくりの施策を進めてきました。しかし、20歳代からの若い世代の運動不足や飲酒、ストレスの問題などを背景に、肥満や高血圧等の増加、生活習慣病の発症の低年齢化などが課題となっています。

今後は、健康づくりに関心の低い20歳代から適切な食生活や運動習慣の定着等生活習慣病予防の啓発、健診の受診勧奨を強化していく必要があります。



## (5) 男女共同参画

社会における女性の活躍の場が増えている一方で、女性に対する暴力や性的嫌がらせが社会問題となっています。そのような行為が女性に対する人権侵害であることを広く認識してもらうための啓発活動を展開するとともに、被害者を救済するための自立支援を含めた相談体制の整備を進める必要があります。

## (6) 生活困窮者

全国的に生活保護受給者が増加している中で、市においても同様に増加の傾向にあり、特に 50 歳代の稼働年齢を中心に受給者が増加しています。このため、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の経済的、社会的な自立のため就労や生活改善等の支援を図っていく必要があります。



### 3. 課題解決に向けて

#### (1) 基本理念

住み慣れた地域で誰もが安心して充実した生活ができることを願っています。しかし一方では生活様式や住民ニーズの多様化により、行政による諸施策だけでは住民要望が満たされていないのが現実です。

地域社会で誰もが心豊かに暮らすためには、ノーマライゼーション\*の理念に基づく個人の尊厳の重視と社会連帯の考え方のもとに、住民相互による支えあいのまちづくりが必要です。そのためには地域と行政がお互いに連携し、課題の解決に向けて取り組んで行くことが大切です。

また、地域住民の手による居住地域づくり、地域の住民が共にふれあい、助けあって生活できる地域づくりが必要な時代となってきています。

行政サービスの充実と共に、地域での「見守り」や「支えあいの仕組み」を創るなど、住民自身が地域福祉の担い手となって行動することで、誰もが安心して心豊かな充実した生活を営むことができるものと考えます。

基本理念は本市が目指す地域福祉のあり方の方向性を示す普遍的な理念であることから第1期・第2期で掲げた基本理念を継承し、福祉を通じた地域づくりの実現を目指します。

## 基本理念

1. 共に支えあい安全で安心した生活ができる地域づくり
2. 充実した生活を送ることができる地域づくり

※ ノーマライゼーション

ノーマライゼーションとは、「社会的な不利を負う人々が社会で特別な扱いをうけることなく、他の人々と共に社会生活を営んでいけることこそノーマル(正常)」という考え方です。つまり、障害のある人をはじめ、誰もが地域の中であたりまえの暮らしができる社会をめざそうという理念です。

## (2) 基本目標

基本理念に従って次のとおり具体的な施策目標を定め、計画を推進します。

### 1. 共に支えあい安全で安心した生活ができる地域づくり

#### (1) 支えあい・助けあい活動の推進

- ① 人材育成
- ② 地域組織の活性化
- ③ 地域での健康づくりの推進
- ④ 思いやりの心で地域の絆を育み地域で支えあう福祉の推進

\_\_\_\_\_は計画期間中の  
重点項目とします。

#### (2) 必要なサービスを受けられる仕組みづくり

- ① 情報提供体制の充実
- ② 相談体制づくりの推進
- ③ 利用者の権利擁護
- ④ 自立を支援する体制の充実

#### (3) 安全・安心に暮らせる地域づくり

- ① 災害時要配慮者への支援

#### (4) 各種福祉施策の推進

- ① 地域での高齢者支援
- ② 地域での障害者支援
- ③ 地域での子育て支援・見守り支援
- ④ 地域でのその他の支援

### 2. 充実した生活を送ることができる地域づくり

#### (1) 生活環境の整備

#### (2) 福祉教育の推進

#### (3) ボランティア活動等への参加

## 第3章 地域福祉施策の展開

この章では、基本目標に掲げたそれぞれの項目について具体的な展開施策としてまとめました。特に計画期間中の重点項目については数値目標を定め、計画を推進していきます。また、各項目に対する取組施策については、行政と地域の取り組むべき内容を「行政の取組」「地域の取組」に区分した形になっています。

特に、地域の取組に期待されるものも多く、この計画の上では地域への呼びかけ、提言となっておりますが、これからの地域福祉活動の指針として、ぜひとも地域で取り組んでいただきたいものです。

### 1. 共に支えあい安全で安心した生活ができる地域づくり

#### (1) 支えあい・助けあい活動の推進

##### ① 人材育成

安心して生活できる地域づくりに必要なことの一つとして支えあい・助けあい活動の推進が挙げられます。住みよい地域づくりを目指した各種の事業や活動への参加により、支えあい、助けあいの心が育まれることから、社会のために自分のできることの第一歩としてボランティア活動に取り組むなど、地域の福祉活動を支える人づくりを進める必要があります。そのためには社会福祉協議会と連携して、ボランティアに関して、わかり易く役立つ情報提供、広報活動を行い、ボランティア団体の育成と会員数の増加を図っていきます。

#### ■ 数値目標

指 標	現状値(H27)	目標値(H32)
ボランティア団体会員数※	25 団体 4,118 人	25 団体 4,200 人

※糸魚川市ボランティア連絡協議会加盟団体、会員数

#### [行政の取組]

- 高齢者、障害のある人、子育て中の保護者への援助活動などを行うボランティアを育成するため、各種ボランティア講座、リーダー養成講座を開催します。
- ボランティアやNPOの自主的な活動を通し人材を育成できるよう支援します。

#### [地域の取組]

- ボランティアやNPOについて理解と連携を深めましょう。
- 元気な高齢者は、特に町内会、自治会、公民館、老人クラブなどと協力して地域活動に積極的、意欲的に参加しましょう。
- 自分の知識や経験を地域のために活用しましょう。

## ② 地域組織の活性化

住み慣れた地域の中で安心して生活できる環境を築いていくためには、住民による地域ぐるみ、組織ぐるみでの支えあいや助けあいが不可欠です。そのため、地域やそれぞれの組織に合ったネットワークのあり方について話し合い、相互に助けあうシステムや、その環境づくりを進める必要があります。

### 〔行政の取組〕

- 自治組織の活動や子ども会、老人クラブ、女性団体、地域づくり団体、地区社会福祉協議会等、幅広い生活支援コミュニティ活動を支援します。
- 相互扶助の勉強会や地域ケア推進会議<sup>※</sup>、協議体<sup>※</sup>の開催等により、支えあい体制を充実させます。
- 一人暮らし高齢者の見守り事業等を通して、支えあいのためのネットワークづくりをします。

### 〔地域の取組〕

- 老人クラブ等の友愛訪問、ふれあいデイサービス、子供たちとのあいさつ運動、子育て支援活動等、日常的な見守り、ふれあい・支えあい活動を実践しましょう。（社会福祉協議会の小地域ネットワークづくり事業<sup>※</sup>等で相互扶助機能の充実、協働意識の醸成）
- 地域福祉の向上には、地元住民だけでなく地元企業や事業所の理解と支援が必要です。積極的に協力しましょう。

#### ※ 地域ケア推進会議

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケア体制の実現に向け、地域包括支援センターからあげられた地域課題について検討し、高齢者の支援に必要な資源開発と政策形成を推進する組織。当市では平成 28 年度から取り組みを進めている。

#### ※ 協議体

NPO法人や民生委員等高齢者を支えている関係機関を集めて、定期的な情報共有と連携強化の場として中核となるネットワーク。

#### ※ 小地域ネットワークづくり事業（地区社会福祉協議会での取組）

地域内の様々な機関の協力を得ながら、ネットワークの力により、日常的な声かけや電話、定期的な訪問による安否確認活動に取り組む。

### ③ 地域での健康づくりの推進

市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識をもち、主体的に健康づくりに取り組むと共に、より効果的に実践できるよう、家庭及び地域社会全体でこの取組を支える仕組みづくりを推進します。

#### [行政の取組]

- 地域や職域と連携し、健康づくりのための情報発信・普及啓発をおこないます。
- 各種健診の受診を勧め、健診受診後のフォロー体制を充実させます。
- 相談支援体制の充実を図ります。
- 身近な会場で、健康講座や健康づくり事業等を開催すると共に、希望する地域や団体に講師の派遣をします。

#### [地域の取組]

- 地域ぐるみで、各種健診や保健事業、健康づくり事業に積極的に参加しましょう。
- 地域の施設や資源を活用し、地域のニーズに合わせた生涯学習活動等を行い、地域の健康づくり、生きがいつくりを推進しましょう。

### ④ 思いやりの心で地域の絆を育み地域で支えあう福祉の推進

近年の都市化、少子高齢化、核家族化などの社会状況の変化は、ひきこもり、孤独死、虐待などの問題を生じさせていることから、お互いを思いやる心を持ち、安心して生活できる地域づくりや、人と人とのつながりを大切にし、地域の絆を育み地域で支えあう体制づくりが求められています。

#### [行政の取組]

- 地域住民同士がお互いを認めあい良好な関係を築いていくためには、「マナー」を守り合うことも必要です。このため、「あいさつ」や「声かけ」の促進、不法投棄、ポイ捨て防止など美観確保に関するマナー向上のほか、地域の清掃活動など、共同活動への参加意識向上を促進します。
- 個々の住民が、お互いを支えあい、気遣っていくことが地域福祉の第一歩であり住民が主体的に行う地域活動を促進することにより、地域の絆が育まれていくと考えられます。社会福祉協議会や各関係団体、機関と連携しながら、地域住民相互において「声かけ」や「見守り」などの交流が積極的に行える地域の環境づくりを支援します。
- 地域住民が安心して交流していくためには、地域ぐるみで「安全・安心」をつくり出すことが重要です。犯罪のない安全・安心なまちづくり条例や推進計画に基づく地域での防犯活動や有害環境浄化活動を支援します。

#### [地域の取組]

- 進んであいさつをしたり、声をかけあったりして良好な人間関係を築くとともに「思いやりの心」で見守り、助けあう地域の取組を充実させましょう。
- 地域での清掃や除草作業などの共同活動には積極的に参加して、相互扶助である絆を育み、お互いに顔が見える関係の構築に努めましょう。

## (2) 必要なサービスを受けられる仕組みづくり

### ① 情報提供体制の充実

福祉サービスに関する情報が、必要な人にとって入手しやすいよう、適切で効果的な情報伝達手段を検討します。また、行政だけではなく地域の団体等と連携し、潜在的に福祉サービスを必要としている人にも情報が届くよう、身近な地域情報の提供を推進します。

#### [行政の取組]

- 福祉サービスや福祉制度の情報提供にあたっては、広報、情報誌、ホームページ及びSNS\*などを積極的に活用します。
- 情報機器の活用推進をはじめ、障害者や高齢者に配慮した情報提供を推進します。
  - ・ 日常生活用具としての情報機器の給付
  - ・ ボランティアによる市広報のテープ録音、貸出サービス

#### [地域の取組]

- 地域福祉サービス等の情報について内容を理解し、必要とする人に伝えましょう。

※ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）  
登録された利用者同士が交流できるWEBサイトの会員制サービス。

### ② 相談体制づくりの推進

地域の生活課題には介護や子育ての問題のほか、家庭内の暴力や青少年の問題、アルコール依存、ひきこもり、虐待やDV\*などの問題、リストラや倒産による失業、生活困難といった問題も出現しており、それぞれの問題が相互に複雑に絡んでいる場合も少なくありません。

こうした状況に対応するには、相談内容に応じて適切に担当窓口につながるよう関係機関が連携、協力し、総合的に課題解決に取り組む体制が必要です。

また、夜間の相談対応についても実施機関や体制等を検討する必要があります。

#### [行政の取組]

- 民生委員・児童委員、主任児童委員や相談員の研修等による相談技術の向上を図ります。
- 子ども、子育て中の人、高齢者や生活困窮者、DV被害者等に関する様々な関係機関の連携を強化するとともに相談窓口の周知を図ります。
- 障害者の相談支援の中核的な役割を担う拠点として「基幹相談支援センター」を設置します。
- 各種相談や訪問などを通じ、生活困窮状態にある市民の早期把握に努めます。
- 高齢者、子ども及び障害者への虐待やDVの予防など早期に発見できるよう、関係機関の連携による対応を図ります。

#### [地域の取組]

- 民生委員・児童委員、主任児童委員や地域包括支援センターなど地域には相談のできる機関や相談員が配置されています。まずは気軽に相談してみましょ  
う。

#### ※ DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振られる身体的（又は精神的・性的）暴力。（DV防止法では、女性に対する暴力だけでなく男性に対する暴力も対象としていますが、被害者の多くが女性であることから、その対策が課題となっています。）

### ③ 利用者の権利擁護

福祉サービスを利用する上で、判断能力が不十分な利用者の権利が守られる制度などの環境が整備され、活用されることが必要です。

サービス利用者の立場に立って、利用者を保護する日常生活自立支援事業<sup>※</sup>や成年後見制度<sup>※</sup>が十分に活用できるよう、制度の周知を図っていくとともに、地域住民自らが成年後見制度を支える担い手になるように人材を育成していくことが重要  
です。

#### [行政の取組]

- 判断能力が不十分な人々が地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助などのために社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業について、積極的な活用を促します。
- 地域住民による権利擁護支援の人材を養成する市民後見推進事業を実施します。
- お互いの人権を尊重し合い、誰もが安心して暮らせる社会の実現のため、関係機関、関係団体と連携して人権啓発活動を実施します。

#### [地域の取組]

- 福祉サービスの利用に当たっては、内容確認と利用者負担等の確認をしましょ  
う。
- 金銭及び財産管理について不安な場合は、社会福祉協議会に相談しましょ  
う。
- 認知症について理解を深め、本人や家族の視点に立ちながら接しましょ  
う。

#### ※ 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

#### ※ 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害等で判断能力が十分でない人が、契約等の法律行為ができるよう、家庭裁判所が判断能力の程度に応じて補助人、保佐人、成年後見人を選任する民法上の制度。



#### ④ 自立を支援する体制の充実

経済的困窮や人間関係などが原因の引きこもりなど複雑多岐にわたる生活課題を抱え、困難な状況にある生活困窮者が増加しています。こうした人たちについて、その人の悩みに寄り添いながら関係機関と連携し自立への支援を図っていきます。

また、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように重層的な生活支援サービスの提供体制の構築に取り組みます。

#### ■ 数値目標

指 標	現状値(H27)	目標値(H32)
生活困窮者自立支援制度利用者のうち就労や福祉サービスに結びついた割合	7.7%	50%

#### [行政の取組]

- ハローワークや社会福祉協議会などと連携し生活困窮自立支援事業の推進を図ります。
- 多様な生活支援サービスの体制整備を推進する「生活支援コーディネーター※」の配置を進めます。
- 福祉サービス事業者による既存のサービスに加え、民間企業やNPO、ボランティア、地域住民など多様な主体を活用していきます。

#### [地域の取組]

- 住民同士の連携を深め、身近な相談窓口などの情報を提供しましょう。
- 困っている人を把握した時には民生委員・児童委員、主任児童委員や地域包括支援センターへ連絡しましょう。

#### ※ 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。



### (3) 安全・安心に暮らせる地域づくり

#### ① 災害時要配慮者への支援

近年、地震や台風、大雪など自然災害が多く発生し、地域での支えあいの必要性が再認識され、日常的なつながりや災害時の安否確認、避難支援体制の強化が求められています。災害の発生・復旧には住民参加での活動が重要となるため、地域を基盤とした日ごろからの見守り、支えあい活動を強化し、災害時にも助けあい支え合うまちをつくる必要があります。

このようなことから、災害時に適切な対応ができるよう、地域と連携した支援体制の整備を図ります。また、地域防災力の向上のため、消防と連携し自主防災活動のリーダー研修や担い手を養成する研修を行い、自主防災組織の組織率の向上に努めるとともに体制の充実・強化を図っていきます。

#### ■ 数値目標

指 標	現状値(H27)	目標値(H32)
自主防災組織の組織率	82.3%	100%

#### [行政の取組]

- 避難行動要支援者制度\*のさらなる周知、普及を図ります。
- 自治会や自主防災組織等と情報を共有し、要配慮者の安否確認と避難誘導体制づくりに取り組みます。

#### [地域の取組]

- 自治会での災害時住民支えあい体制(自主防災組織)を確立しましょう。
- 要配慮者を把握するとともに、地域内で情報を共有しましょう。
- 要配慮者を含めた実践的な防災訓練を実施しましょう。

#### ※ 避難行動要支援者制度

高齢者や障害者など災害時に避難の誘導や補助など支援が必要な人が、市作成の「避難行動要支援者名簿」に登録された情報を自治会などの関係支援者へ提供することについての同意書を市へ提供することで、平常時から避難行動や支援方法など本人と支援関係者の間で計画し災害に備える制度。



## (4) 各種福祉施策の推進

### ① 地域での高齢者支援

高齢期を迎えると体力や記憶力の低下を招くとともに行動範囲が狭まり、社会との関係も薄れていく傾向があり、いわゆる「閉じこもり状態」に陥る可能性があります。

また、高齢者を狙った悪質な詐欺被害が依然として発生しています。

一方、交通事故においては、高齢者の死亡事故に占める割合が高く、今後の高齢化の進行を見据え、引き続き交通事故防止対策に取り組む必要があります。

このような状況から、地域での「見守り」や「声かけ」など支えあいの行動が必要です。

#### [行政の取組]

- 高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、自助、互助の体制づくりを行うとともに生活支援サービスの充実を目指します。
- 地域包括支援センターと各地区公民館との連携強化を図り、高齢者の健康づくりや積極的な社会参加を推進し、老化に伴う心身機能の低下を防ぎます。
- 地域の高齢者を詐欺犯罪から守るため、分かりやすい方法で手口を紹介するなどの啓発活動を推進します。
- 消費生活相談員を配置し、地域包括支援センター、警察等との連携により、消費者トラブルや詐欺行為に遭わないよう対策を進めます。
- 警察や関係団体と連携し、高齢者を対象にした、交通安全運動を実施するなど、啓発活動を推進します。

#### [地域の取組]

- 一人暮らし高齢者等の安否確認や地域の福祉活動が円滑に取り組めるよう、町内会などでその体制づくりを話し合ひましょう。
- 高齢者の見守りや生活支えあい等、協力できることに取り組みましょう。
- 高齢者が犯罪被害や交通事故に遭わないよう、防犯、安全対策を地域ぐるみで取り組みましょう。

#### [企業・事業所への期待]

- 地域貢献活動としてボランティア活動や見守りネットワークへの参加、認知症サポーターの養成に取り組みましょう。

## ② 地域での障害者支援

平成 25 年に障害者の日常生活を総合的に支援する「障害者総合支援法」が施行され、さらに平成 28 年には「障害者差別解消法」が施行されました。

身体障害者会では、会員の高齢化傾向があり、障害者の保護者の団体では子供の将来を考え、親がいなくなっても自立した生活が送れるように、地域の協力支援を得ながら、ともに生活していける道を目指しています。精神障害者にあっては、まだまだ社会での理解が低く、偏見を持たれたり、差別を受けたりすることも少なくないことから、「障害者差別解消法」の施行に合わせ、社会全体での正しい理解が求められています。

障害のある人が地域で安心して自立した生活を送るには、経済的基盤や住宅サービスの充実はもとより、地域住民や社会全体が「地域福祉」の必要性を理解しながら、ノーマライゼーション社会の実現に向け、就労支援対策及び作業訓練等、社会参加を促進していくことが必要です。

### [行政の取組]

- 町内会や地区社会福祉協議会などの地域組織や関係機関が一体となって障害者を支える仕組みづくりを検討し、関係団体等での事業展開を支援します。
- 障害者に関する福祉サービス等の施策を推進します。
- 障害者団体の育成強化を図ります。
- 一般就労の場を確保するため、ハローワークなどの関係機関との連携により、積極的な雇用促進を図るとともに、事業所としての糸魚川市として、職員の障害者法定雇用率の維持、向上に努めます。
- 一般就労につながるよう、就労支援事業及び地域活動支援センター事業の充実に努めます。
- 障害に対する理解を深め、差別の解消が図られるよう市民への普及・啓発を行います。

### [地域の取組]

- 障害者に対する理解を深め、地域での障害者支援に努めましょう。

### [企業・事業所への期待]

- 障害者の一般就労のため、事業所による積極的な雇用促進を図りましょう。
- 障害者の法定雇用率を守るとともに、積極的に雇用促進を図りましょう。

### ③ 地域での子育て支援・見守り支援

家族構成の変化や近隣との関係が希薄になってきたことなどにより、子育て不安や育児ストレスを抱え込み、孤立してしまう世帯が見受けられます。このため、地域住民との普段の付き合いを通じて、いざという時に気軽に頼める子育てや、相談のできる人間関係を築いていくことも大切ですが、一方、地域ぐるみで子育てを応援していく仕組みをつくることも必要です。また、子育て中の保護者が集まって自主的に運営している育児サークルがありますが、こうした活動の輪が広がっていくことが期待されています。

#### [行政の取組]

- 子育て支援センターや児童館、放課後児童クラブ、学童保育所等の事業を促進するとともに、子育てサークルなどの自主的活動を支援し、活動の紹介に努めます。
- 子育て相談窓口の充実や子育てに関する情報提供に努めます。
- 保育園等の特別保育事業<sup>\*</sup>を促進し、多様な保育ニーズに対応します。
- 関係機関との連携により、防犯及び安全対策について事業展開を図ります。
- 障害児への療育相談及び支援体制の充実に努めます。

#### [地域の取組]

- 子育て支援施設の有効利用と子育てサークル等に自主的に参加しましょう。
- 声かけ運動により、防犯、安全対策事業を地域ぐるみで取り組みましょう。

#### ※ 特別保育事業

通常保育のほかに、乳児保育、障害児保育、延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育を実施。



#### ④ 地域でのその他の支援

ひとり親家庭等への支援策としては、児童扶養手当の支給や医療費助成事業等、経済支援施策に加え、生活相談受入れ体制の充実を更に図る必要があります。

生活保護をはじめ、要援護者に対する地域支援としては、民生委員・児童委員、主任児童委員による相談受入れと必要な援助指導により安定した生活の確保に努めます。

##### 〔行政の取組〕

- ひとり親家庭等への子育て支援や生活支援、就労支援等を総合的に推進します。
- 生活保護世帯に対しては、就労促進と生活相談に応じます。

##### 〔地域の取組〕

- 要援護者に対する地域での支えあいや生活支援に進んで協力しましょう。

##### 〔企業・事業所への期待〕

- 地域社会の中で住民の理解と協力の上に成り立っています。地域のいろいろな要望に対して、行政や地域での取組に加え、企業・事業所も率先して参画しましょう。
- 臨時やパートタイマーで就業するひとり親の雇用に対しては、適正な労働条件の確保や働きやすい就業形態への改善に努めましょう。
- 社会貢献の理念を尊重し、企業、事業所の人材や技術力を地域に大いに提供しましょう。



## 2. 充実した生活を送ることができる地域づくり

### (1) 生活環境の整備

全ての人々が地域において、それぞれの能力を活かしながら生きがいを持って様々な社会活動に参加できる環境を整えることが求められています。また、多くの人々が利用する公共的な施設や公共交通機関などについて高齢者も障害者も使いやすく快適な環境であることが必要です。

#### [行政の取組]

- 公共建築物をはじめ、民間の建築物等や公共交通機関についても事業者の理解と協力を得ながら、障害者や高齢者等に配慮したバリアフリー※化やユニバーサルデザイン※によるまちづくりを推進します。
- 高齢者や障害者が地域で自立できるよう、住宅改修費用の補助制度の周知を図るとともに、改修に関する相談体制の整備を図ります。
- 高齢者や障害者に対し、生きがいある充実した生活が送れるように社会参加促進事業等、各種事業を実施します。
- 障害者に対する就労機会の拡大を支援します。
- 障害者自立生活のためのグループホーム拡充を支援します。

#### [地域の取組]

- 全ての人々が安心して生活できる環境づくりに地域ぐるみで取り組みましょう。
- 要援護高齢者や障害者の自立生活を地域で支援しましょう。

#### ※ バリアフリー

誰もが地域の中で安心・快適に暮らせるように社会基盤や施設、制度上の障壁などを取り除くこと。

#### ※ ユニバーサルデザイン

障害を持つ人、持たない人の区別なく、すべての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形、設計のこと。



## (2) 福祉教育の推進

人と人のつながりを育てるためには、地域での様々な交流が必要です。子どもと高齢者の世代間の交流や地域にある福祉施設との交流など、日常の中で子ども、障害者や高齢者などが、ともに心ふれあう交流事業の推進が必要です。

### 〔行政の取組〕

- 障害者をはじめ要援護者に関する「支えあいの市民教育」を推進します。
- ボランティア活動等を通して交流機会の拡大・促進を図ります。
- 各種交流事業の実施に当たっては、男女が互いに協力しあいながら事業を進められるよう男女共同参画の視点に立った事業展開を図ります。

### 〔地域の取組〕

- 福祉への理解を深める講座や各種事業に地域住民をはじめ、地元企業、事業所ぐるみで積極的に参加しましょう。
- 市民総ぐるみで、思いやり、支えあい、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指して開催される「市民のつどい福祉大会」等の事業に積極的に参加しましょう。

## (3) ボランティア活動等への参加

ボランティアには、障害者の社会参加を支援するなどの目的を持った団体として活動するもの、特定の事業で広く参加を呼びかけるもの、地域の中にあって地域住民として参加する地域活動など様々な形態があります。

市民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を高め、あらゆる世代の人が気軽に地域活動やボランティア活動に参加できる体制を作るとともに、地域福祉を担う人づくりを進めていく必要があります。

### 〔行政の取組〕

- ボランティアに関する必要な情報を提供します。
- ボランティア講座やリーダー研修などにより、活動の支援を推進します。
- ボランティア団体等の育成支援を図ります。

### 〔地域の取組〕

- 自分にできることを、まず一つずつ実行してみましょう。
- ボランティア団体等で、積極的に自分の能力を生かして行動していきましょう。



## 第4章 計画の推進に向けて

### 1. 計画の推進体制

#### (1) 庁内関係部局との連携

本計画は、福祉、健康、市民生活、教育、防災など様々な分野にわたっています。  
このため、地域福祉活動を推進する関係部局との情報の共有化と連携を図りながら、本計画の推進に取り組めます。

#### (2) 関係機関との連携

地域福祉の推進にあたっては、地域住民、自治会、民生委員・児童委員、主任児童委員、ボランティア・市民活動団体、福祉事業関係者などがそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して主体的に取り組むことが必要です。

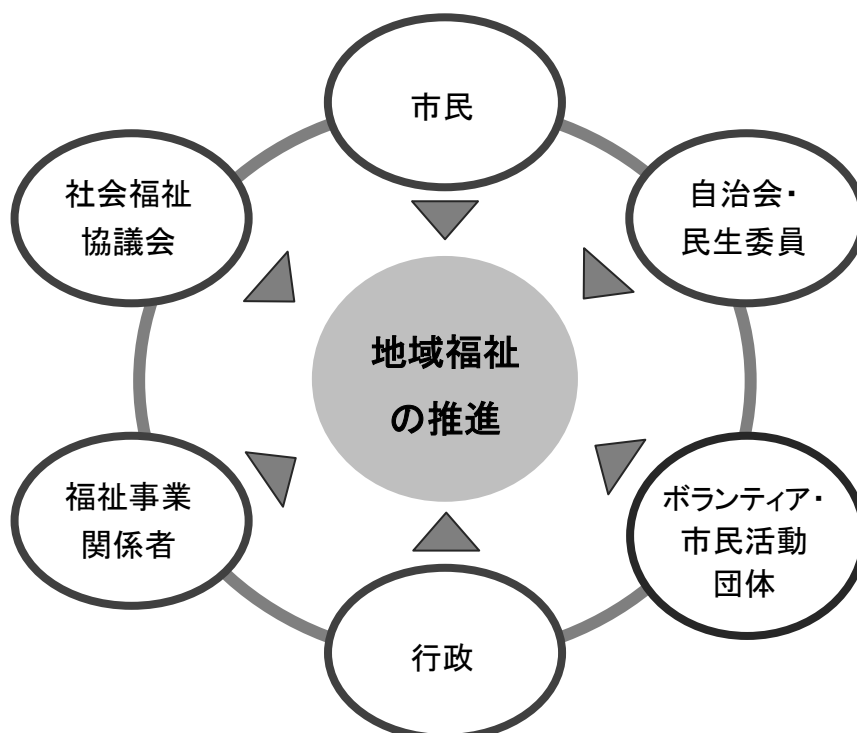
このため、各主体に対して、地域福祉に関する情報を発信するとともに、地域における連携・協働の取組みを促進し、効果的な地域福祉の推進を図ります。

#### (3) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を担う中心的な団体として明確に位置付けられている中で、地域に密着しながら、様々な事業を行っています。

本計画を推進するうえでも、計画の各分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されます。そのため、社会福祉協議会と情報を共有し、その活動と連携しながら、一体となって取り組んでいきます。

《協働による推進体制のイメージ》



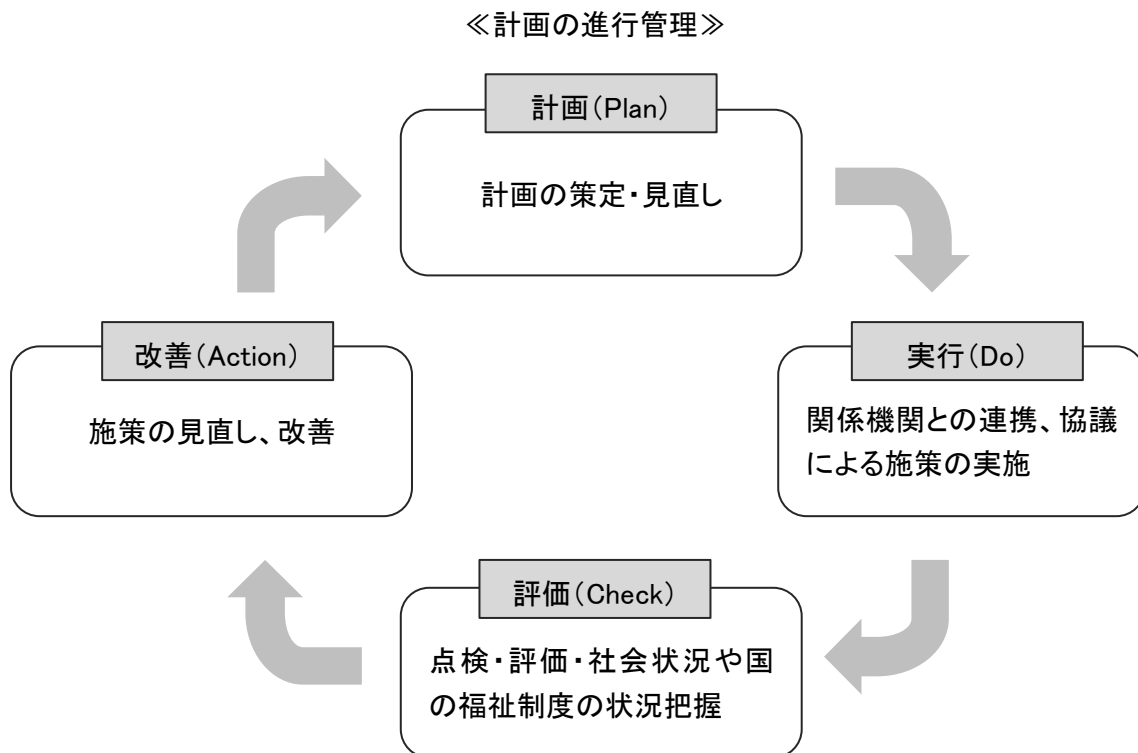
## 2. 計画内容の広報・啓発

本計画の推進にあたっては、市民、関係団体、関係機関や民間サービス事業者などが一体となって取り組んでいく必要があります。それらの者が本計画の基本理念を共有し、地域福祉推進に主体的に取り組めるように、ホームページでの紹介、各種イベントにおける積極的な啓発活動など、様々な機会を通じて、計画内容の広報・啓発に努めます。

## 3. 計画の進行管理

本計画の実効性を確保するために、計画の進捗状況を定期的に点検・評価するとともに、社会状況や国の福祉制度の状況を把握し、見直し・改善を行うなど適切な進行管理に努めます。

また、本計画は、「糸魚川市総合計画」における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画であり、地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。そのため、関連計画の推進や見直しにあたっては、地域福祉の理念や地域福祉の推進が、より効果的に展開されるよう整合を図ります。



### 第3期糸魚川市地域福祉計画策定委員会

平成28年8月1日～平成29年3月31日

区 分	所属団体・関係機関		氏 名	備考
学 識 経 験 を 有 す る 者	1	糸魚川市民生委員児童委員 連絡協議会	横澤 陽子	委員長
地域福祉関係者	2	(福)糸魚川市社会福祉協議会	倉又 孝好	
	3	障害者支援施設 メモリアルホームみずほ	齋藤 明子	
	4	糸魚川総合病院 地域包括支援センター	清岡 聡美	
	5	ボランティア団体 「たんぽぽの会」	西山 忍	
	6	糸魚川地区老人クラブ連合会	小池 洋一	
	7	能生地域区長連絡協議会	中村 正之	
	8	糸魚川地域連合区長会	金子 栄一	副委員長
	9	青海地域支館連絡協議会	八木 和春	
公募による市民	10		石田 薫	

第3期糸魚川市地域福祉計画

平成29年3月発行

編集・発行

糸魚川市市民部 福祉事務所

〒941-8501

新潟県糸魚川市一の宮1-2-5

電話番号 025-552-1511(代)

FAX 025-552-8250

E-mail [fukushi@city.itoigawa.lg.jp](mailto:fukushi@city.itoigawa.lg.jp)